

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示

平成19年2月6日

近畿地方整備局

淀川河川事務所長 吉田 延雄

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、平成13年8月に取りまとめられた、「淀川河川公園の基本計画改定に向けた提言（淀川河川公園フォローアップ委員会）」を基に、淀川らしさを活かした淀川河川公園基本計画改定を行うため、平成16年7月から設置されている「淀川河川公園基本計画改定委員会」の運営、資料作成及び必要事項の整理を行うとともに、関係機関等との調整のうえ、淀川河川公園基本計画改定案を取りまとめるものである。

淀川河川公園は一の府県を超えるような広域の見地から国が整備、管理している国営公園であり、複数の府にまたがって立地し、広範な利用圏域をもつことを鑑み、業務の実施にあたっては、全国的な見地で都市公園行政や公園に求められる多種・多様なニーズの動向、課題等を把握・整理し、また、委員会運営を行いながら、公園や河川等の有識者や行政委員の多様な意見や関係機関等との調整を踏まえて、改定基本計画案を取りまとめる高度な能力が必要であり、国営公園の基本計画の策定に関する専門的知識と豊富な経験、並びに公平性・中立性を保つことが求められることから、(社)日本公園緑地協会(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度淀川河川公園基本計画改定業務

(2) 業務内容

淀川河川公園基本計画改定(案)作成

委員会運営

1)委員会の開催と委員会事務

2)委員会開催準備

3)委員会資料作成

4)意見交換会運営及び資料作成

5)パブリックコメントの収集ととりまとめ

6)情報発信

(3) 履行期限 平成20年3月20日

3. 業務目的

淀川水系流域委員会からの提言「新たなる河川整備を目指して」(平成15年1月)、近畿地方整備局による「淀川水系河川整備計画基礎原案」(平成15年9月)、「淀川水系流域委員会意見書(案)」(平成15年12月)及び近畿地方整備局による「淀川水系河川整備計画基礎案」(平成16年5月)を踏まえつつ、淀川河川公園フォローアップ委員会からの「淀川河川公園基本計画改定にむけた提言」(平成13年8月)を基に、淀川らしさを活かした公園基本計画改定を行うため、平成16年7月から設置している「淀川河川公園基本計画改定委員会」の運営、資料作成、及び必要事項の整理を行うとともに、関係機関等との調整のうえ公園基本計画改定(案)をとりまとめることを目的としている。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 技術力に関する要件

有識者等からなる委員会を通じて得られた多様な意見をまとめつつ、都市公園に求められる多種、多様なニーズや諸課題等を踏まえた国営公園の基本計画の検討を行うために必要な専門的知識と豊富な経験を有していること。

(3) 中立性・公平性、守秘性に関する要件

本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面において関連が無く、中立性・公平性に欠けるものでないこと。

守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。

(4) 業務執行体制に関する要件

国営公園の基本計画の検討に関する業務を実施する担当技術者と体制を常時確保していること。

配置予定の管理技術者及び照査技術者が下記のいずれかの資格を有し、かつ同種又は類似業務の実績を有していること。

- ・技術士(総合技術監理部門：建設部門に関する科目に限る)を有する者
- ・技術士(建設部門)を有する者。ただし、平成13年度以降の合格者の場合には、13年以上の実務経験を有する者。
- ・RCCMを有する者。

(5) 業務実績に関する要件

平成13年度以降に、業務が完了し、引き渡しが進んでいる業務で、国の機関又は地方公共団体の発注による、下記に示す同種又は類似業務の実績を元請けとして1件以上有していること。

同種業務：国営公園(都市公園法(昭和31年4月20日法律第79号)第2条第1項第2号の規定される都市公園)の基本計画検討に関する委員会運営を踏まえた基本計画策定業務。

類似業務：大規模公園（都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）第2条第1項第1号の規定される都市公園であって、同法施行令（昭和31年9月11日政令第290号）第2条第4号において「一の市町村の区域を越える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊技、運動等総合的な利用に供されるもの」と規定される都市公園等）の基本計画検討に関する委員会運営を踏まえた基本計画策定業務。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒573-1191

大阪府枚方市新町2-2-10

国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所 経理課 契約指導係

電話：072-843-2861（代） FAX：072-844-5492

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成19年2月6日（火）から平成19年2月26日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。交付時間は9時30分から16時30分まで）

（1）に同じ。

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成19年2月26日（月）16時30分 （1）に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）

または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること。）すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出
予定期限：

平成19年3月9日（金）16時30分

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けているとともに、平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていないなければならない。

(5) 詳細は説明書による。